

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 周防大島町公共交通活性化協議会
住 所 大字小松 126-2
代表者氏名 会長 山中 茂雄

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月〇〇日

(名称) 周防大島町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

周防大島町においては、柳井市へ通じる唯一の幹線交通であるバスを軸に、周防大島町内に路線バス、乗合タクシー、町営バス（スクールバス一般混乗型）、スクールバス等により構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、周防大島町の大島病院・東和病院・橘医院や分庁方式を採用しているため各支所・出張所等当町民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が柳井市に向かう手段として、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、公共交通ネットワークにおいて幹線に位置付けられている防長交通の「大島駅～周防久賀～町立橘医院前」と、「大島駅～大島庁舎～町立橘医院前」の2系統については、町立橘医院前バス停付近にある周防大島高校（安下庄校舎）ならびに大島地区にある大島商船高等専門学校、久賀地区にある周防大島高校（久賀校舎）と大島駅とを結び、町外から町内に通学する生徒の通学手段として重要な役割を果たしています。

さらに、町内から町外の高校に通う高校生の通学手段としても、同様に重要な役割を果たしています。

これらのバス路線が無くなると、各学校にて個別にスクールバスを手配する必要があるほか、町内の高校生は保護者等の送迎により大島駅まで移動する必要があるため、不便を強いられることから、これらの系統を維持するためには、国の地域公共交通確保維持改善事業において、幹線系統の補助を受ける必要があります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

幹線系統（大島本線、大島線）の利用者数について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、令和8年度計画期間中の利用促進を図ることで、最終的な計画目標値（R9年度）である「大島本線：78,659人以上」「大島線：105,870人以上」達成に繋げる。

幹線系統（大島本線、大島線）の行政負担額について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金も活用することで、利用者増による運賃収入の増加や、運行経路・車両の見直しに伴う効率化により最終的な計画目標値（R9年度）である「109,002千円以下」を目指す。

幹線系統（大島本線、大島線）の収支率について、令和6年度実績値から1%以上改善することで最終的な計画目標値（R9年度）である「46.5%以上」達成を目指す。

（周防大島町地域公共交通計画 P39～40 参照）

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・送迎交通を含めた交通ネットワークの再構築
(実施主体：周防大島町、運行事業者、交通管理者、施設管理者)
- ・使いやすい運賃体系の確立
(実施主体：周防大島町、運行事業者、町営医療機関、商業施設運営者)
- ・分かりやすい公共交通に向けた情報発信の推進 (実施主体：周防大島町、運行事業者)
- ・公共交通を使う機会を増やす取組の推進
(実施主体：周防大島町、運行事業者、町民、イベント主催者、施設管理者、道路管理者)
- ・周辺領域との連携による多角的な収益の確保
(実施主体：運行事業者、周防大島町、その他関係団体)

(周防大島町地域公共交通計画 P42～59)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・町民1人あたりの年間公共交通利用回数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う
- ・通学目的での年間公共交通利用者数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う
- ・陸上交通・海上交通の維持に係る町の行政負担額の総和を集計し、評価指標の計算を行う
- ・町内の公共交通の運賃収入の総和を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う
- ・陸上交通の運行に際して排出される二酸化炭素排出量の集計を行い、評価指標の計算を行う
- ・地域間幹線系統補助を受けている路線の年間利用者数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う

(周防大島町地域公共交通計画 P41)

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

表4のとおり

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

「生産性向上の取組検討シート」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(防長交通)

- ・ 当社における乗合バスの平均使用年数は約20年と長期化しており、運行を維持する為にも、そうした老朽車両の代替を進めていく必要がある。
- ・ 老朽車両の代替が滞ると、使用可能車両の減少を理由とした路線廃止や減便といった事態が発生し、地域住民の日常生活等に大きな影響を及ぼす可能性もある。
- ・ 地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線の維持またバリアフリー化を促進するためにも、老朽車両を代替することの必要性は極めて高いものと考えている。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

(防長交通)

- ・ 老朽車両の代替としては、超低床ノンステップバスを予定しており、令和7年9月末時点における低床車両比率は89%（170両）の見込みであるが、これを令和8年9月末までに92%以上（176両）とする。

(2) 事業の効果

新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業の目標を導入することにより、収支改善に結びつけることが期待できる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6、表7のとおり

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和3年度】

令和3年11月12日 ・周防大島町地域公共交通活性化協議会 設立

【令和4年度】

令和5年3月 ・周防大島町地域公共交通計画策定

【令和5年度】

令和6年3月 ・周防大島町全域の交通体系のリ・デザインと、あらゆる主体が連携して交通を支える体制構築実証プロジェクトについて検討

【令和6年度】

令和6年5月 ・計画全体について合意

令和6年7月 ・奥畑線乗合タクシーの見直し実証運行について合意

令和6年11月 ・周防大島町利便増進実施計画の骨子案について検討

令和7年1月 ・周防大島町利便増進実施計画（素案）について検討

令和7年3月 ・周防大島町利便増進実施計画（案）について合意

【令和7年度】

令和7年6月 ・奥畑線の実証運行の見直し等（運行事業者の変更を含む）について合意

令和7年10月 ・奥畑線の実証実験結果について

・東和地区白木半島エリアの第一次実証運行計画(素案)について合意

令和7年12月 ・地域公共交通確保維持改善事業における事業評価について

・東和地区白木半島エリアの第一次実証運行計画（変更案）について合意

令和8年3月 ・令和8年度以降の町営バス（スクールバス一般混乗型）の見直しについて合意

・東和地区白木半島エリアの第一次実証運行計画について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

公共交通計画案について、周防大島町で意見聴取を行ったところ、下記の意見があった。

- ・バスの便を増やして欲しい
- ・運賃が高い
- ・バスの運行表が見にくい
- ・乗り継ぎが不便
- ・なくなれば高齢者が困る 等

計画に基づき運行することにより、利用者の利便を確保するとともに、生産性向上の取組結果を検証し、今後の改善につなげていくことにより、交通弱者の方々の移動手段として必要なバス系統の確保・維持を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）周防大島町大字久賀 5134 番地（久賀庁舎）

（所 属）産業建設環境部地域交通課地域交通班

（氏 名）中野 真吾・矢田部 治子

（電 話）0820-79-1015

（e-mail）chiikikoutsu@town.suo-oshima.lg.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 （市区町村）	運行 予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事業 に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置	令和9年度	
					令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略	
山口県	防長交通㈱	(1) 柳井駅前 ～ 光駅	15,630.5 千円			
"	"	(2) 防府駅前 ～ 新南陽駅	7,953.0 千円			
"	"	(3) 柳井駅前 ～ イオン・平生	5,129.0 千円			
"	"	(4) 大島駅 ～ 周防久賀	3,400.0 千円			
"	"	(5) 大島駅 ～ 大島商船・大島庁舎前・沖浦	5,186.5 千円			
"	"	(6) 徳山駅前 ～ 中央線	887.5 千円			
"	"	(7) 徳山駅前 ～ 徳山高校前・周南団地	95.5 千円			
"	"	(8) 徳山駅前 ～ 高尾団地・久米温泉口	1,668.5 千円			
"	"	(9) 徳山駅前 ～ バイパス・記念病院・久保団地・夢ヶ丘	7,089.5 千円			
"	"	(10) 徳山駅前 ～ 新南陽駅・夢求の里	7,185.5 千円			
"	"	(11) 徳山駅前 ～ 川崎・新南陽駅・イオン・瀬ノ上	2,218.0 千円			
"	"	(12) 徳山駅前 ～ 新南陽駅・シーネ・湯野	6,244.0 千円			
"	"	(13) 防府駅前 ～ 中山	3,959.0 千円			
"	"	(14) 防府駅前 ～ 和字	1,802.0 千円			
"	"	(15) スペースの森前 ～ 西京橋	434.0 千円			
"	"	(16) 宮野温泉 ～ 西京橋	473.0 千円			
"	"	(17) 道の駅仁保の郷 ～ 宮野温泉・西京橋・県庁	1,098.0 千円			
"	"	(18) 県庁前 ～ 西京橋・新山口駅・長浜	5,776.5 千円			
"	"	(19) 県庁前 ～ 西京橋・リハビリ・権現堂橋・山手	4,541.5 千円			
"	"	(20) 新山口駅 ～ 大田	10,459.5 千円			
"	"	(21) 新山口駅 ～ 十文字	6,317.0 千円			
"	"	(22) 萩商工高校前 ～ 萩バスセンター・東萩駅・越ヶ浜	3,351.5 千円			
合 計			100,899 千円			

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本・地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	防長交通株式会社	令和9年度
※令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略		

1. 申請事業者の概要

補助対象期間 の前々年度 (基準期間 ※)の 損益状況	乗	合	バ	ス	事	業
	営業収益	1,019,698 千円	営業外収益	11,808 千円	経常収益(イ)	1,031,506 千円
	営業費用	2,176,570 千円	営業外費用	17,207 千円	経常費用(ロ)	2,193,777 千円
	営業損益	△ 1,156,872 千円	営業外損益	△ 5,399 千円	経常損益	△ 1,162,271 千円
補助対象期間 の前々年度の 実車走行キロ (ハ)	6,980,039.9 km				経常収支率	47.01 %

基準期間の 前年度の 損益状況	乗	合	バ	ス	事	業
	営業収益	954,844 千円	営業外収益	7,501 千円	経常収益(イ')	962,345 千円
	営業費用	2,072,156 千円	営業外費用	9,846 千円	経常費用(ロ')	2,082,002 千円
	営業損益	△ 1,117,312 千円	営業外損益	△ 2,345 千円	経常損益	△ 1,119,657 千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ (ハ)	7,227,887.8 km				経常収支率	46.22 %

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗	合	バ	ス	事	業
	営業収益	894,486 千円	営業外収益	12,577 千円	経常収益(イ'')	907,063 千円
	営業費用	1,897,504 千円	営業外費用	9,190 千円	経常費用(ロ'')	1,906,694 千円
	営業損益	△ 1,003,018 千円	営業外損益	3,387 千円	経常損益	△ 999,631 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ (ハ)	7,355,040.6 km				経常収支率	47.57 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度)	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度)	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間)
	$\square'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	$\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	$\square \div \text{ハ} = \text{c}$
山 陽	259円23銭	288円05銭	314円29銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c) / 3 = (ニ)	地域キロ当たり 標準経常費用 (ホ)	キロ当たり経常費用と 木のいずれか少ない額 (ヘ)	キロ当たり経常 費用の差 ニ-ヘ=(ケ)	キロ当たり 経常収益 イ÷ハ=(ト)
山 陽	287円19銭	442円83銭	287円19銭	円銭	147円77銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2 (注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

8

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

令和9年度

補助 プロ ミ ク 名	申請 番 号	特 例 措 置	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額を 控除した額	ウの負担者とその負担割合										「その他の者」 の 具 体 的 概 要		
					都	府		市	区		町	村		その他の		事業者自己負担	
						道	負担額		負担割合	負担額		負担割合	負担額			負担割合	
山	1		40,673,809 円	25,043,309 円	62.41 %	15,630,500 円	9,411,000 円	37.57 %	0 円	0.00 %	1,809 円	0.00 %					
	2		22,721,840 円	14,768,840 円	53.84 %	7,953,000 円	6,815,000 円	46.14 %	0 円	0.00 %	840 円	0.00 %					
	3		35,333,831 円	30,204,831 円	16.98 %	5,129,000 円	25,075,000 円	83.01 %	0 円	0.00 %	831 円	0.00 %					
	4		15,512,431 円	12,112,431 円	28.07 %	3,400,000 円	8,712,000 円	71.92 %	0 円	0.00 %	431 円	0.00 %					
	5		36,074,622 円	30,888,122 円	16.79 %	5,186,500 円	25,701,000 円	83.20 %	0 円	0.00 %	622 円	0.00 %					
	6		4,581,292 円	3,693,792 円	24.02 %	887,500 円	2,806,000 円	75.96 %	0 円	0.00 %	292 円	0.00 %					
	7		1,573,482 円	1,477,982 円	6.46 %	95,500 円	1,382,000 円	93.50 %	0 円	0.00 %	482 円	0.03 %					
	8		3,337,138 円	1,668,638 円	99.99 %	1,668,500 円			0 円	0.00 %	0 円	0.00 %					
	9		18,693,874 円	11,604,374 円	61.09 %	7,089,500 円	4,514,000 円	38.89 %	0 円	0.00 %	874 円	0.00 %					
	10		42,161,041 円	34,975,541 円	20.54 %	7,185,500 円	27,789,000 円	79.45 %	0 円	0.00 %	1,041 円	0.00 %					
	11		11,808,641 円	9,590,641 円	23.12 %	2,218,000 円	7,372,000 円	76.86 %	0 円	0.00 %	641 円	0.00 %					
	12		18,733,005 円	12,489,005 円	49.99 %	6,244,000 円	6,244,000 円	49.99 %	0 円	0.00 %	1,005 円	0.00 %					
	13		18,857,890 円	14,898,890 円	26.57 %	3,959,000 円	10,939,000 円	73.42 %	0 円	0.00 %	890 円	0.00 %					
	14		14,910,397 円	13,108,397 円	13.74 %	1,802,000 円	11,306,000 円	86.25 %	0 円	0.00 %	397 円	0.00 %					
	15		4,042,476 円	3,608,476 円	12.02 %	434,000 円	3,173,000 円	87.93 %	0 円	0.00 %	1,476 円	0.04 %					
	16		4,264,153 円	3,791,153 円	12.47 %	473,000 円	3,317,000 円	87.49 %	0 円	0.00 %	1,153 円	0.03 %					
	17		5,699,844 円	4,601,844 円	23.86 %	1,098,000 円	3,503,000 円	76.12 %	0 円	0.00 %	844 円	0.01 %					
	18		15,944,147 円	10,167,647 円	56.81 %	5,776,500 円	4,390,000 円	43.17 %	0 円	0.00 %	1,147 円	0.01 %					
	19		13,019,476 円	8,477,976 円	53.56 %	4,541,500 円	3,936,000 円	46.42 %	0 円	0.00 %	476 円	0.00 %					
	20		56,257,885 円	45,798,385 円	22.83 %	10,459,500 円	35,338,000 円	77.15 %	0 円	0.00 %	885 円	0.00 %					
	21		18,109,254 円	11,792,254 円	53.56 %	6,317,000 円	5,474,000 円	46.42 %	0 円	0.00 %	1,254 円	0.01 %					
陽	22		22,310,292 円	18,958,792 円	17.67 %	3,351,500 円	15,607,000 円	82.32 %	0 円	0.00 %	292 円	0.00 %					
合	計		424,620,820 円	323,721,320 円	31.16 %	100,899,500 円	222,804,000 円	68.82 %	0 円	0.00 %	17,682 円	0.00 %					

表 4 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準に基づき、協議会が広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
山口県	岩国地域	岩国市（旧錦町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	柳井地域	周防大島町（旧大島町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	柳井地域	周防大島町（旧橋町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	山口・防府地域	山口市（旧小郡町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	宇部・小野田地域	山陽小野田市（旧山陽町）	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	下関地域	下関市（旧豊浦町）	総合病院等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	下関地域	下関市（旧豊田町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。

表6 車両の取得計画の概要

令和9年度

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額（千円）
山口県	防長交通株式会社	35 両	50,596 千円

事業署名	防長交通株式会社
------	----------

年度	補助 ブロック名	申請 番号	種 類	保 持 者	維持 費 用	線 名	称	又	は	区 間	報告書提出 状況(報告書提出 申請番号)	車 両 の 種 別	定 員 (人)	車両の 長さ (m)	購入 年 月	購入 価 (現金、預金、 リース)
山	陽	9-1	柳井駅前～イオン・平生～上関		3	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8.10	リース				
山	陽	9-2	大倉駅～大倉高船～大倉庁舎前・沖浦～町立橋立医院前		5	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8.10	リース				
山	陽	9-3	徳山駅前～徳山駅前西側道路～下町駅前口、徳山駅前～鳥取駅前～久米駅前～下町駅前口、徳山駅前～イオン・松本駅前～大倉駅・中川～中川駅前	7、8、9	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8.10	リース					
山	陽	9-4	徳山駅前～川崎・新南陽駅・イオン・瀬ノ上～長田浜公民館	11	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8.10	リース					
山	陽	9-5	防府駅前～新南陽駅～徳山駅前、徳山駅前～新南陽駅・シーナ・湯野～楠木河内	2、12	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8.10	リース					
山	陽	9-6	新山口駅～大田～東萩駅前	20	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8.10	リース					

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

申請 番号	実質購入予定金(円) * 消費税率<				車取得入札 決定合計額 から価額を控除した 額(円) ①-②=③	と税額額の うち少ない方の額 (円) ④	前償却額 の減少分 (円) A×0.4=A× 0.4=0.4 B×0.7=B× 0.7=C	特 別 償却額 (円) F	償 却 限額 (円) D+E=F	事業者 償却額 (円) G	その他の少額な いの額 (円) H	償 却 期 間 (月) I	補助対象経 費 ヶ月=12 (円) J	計 画 額 (千円) K×1/2=L	※残存価格 (円) M-N=P
	車両価格 Q	附属品 価格 R	改造費 S	合 計 T=Q+R+S											
9-1	19,728,741	3,232,239		22,961,040	22,961,039	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,592,208	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	12,000,000
9-2	19,728,741	3,232,239		22,961,040	22,961,039	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,592,208	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	12,000,000
9-3	19,728,741	3,232,239		22,961,040	22,961,039	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,592,208	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	12,000,000
9-4	19,728,741	3,232,239		22,961,040	22,961,039	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,592,208	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	12,000,000
9-5	19,728,741	3,232,239		22,961,040	22,961,039	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,592,208	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	12,000,000
9-6	19,728,741	3,232,239		22,961,040	22,961,039	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,592,208	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	12,000,000
計	118,372,446	19,393,794	0	137,766,240	137,766,234	90,000,000	0	18,000,000	27,553,248	18,000,000			18,000千円	9,000	72,000,000

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請 番号	金融費用 補助対象額 (円) への額以内	償 還 期 間 (月)	借入利率 (%) 年利 レ	比2.5% のち低 い方の率 (%) ソ	補助対象経費 ヲ	計 画 額 (千円) ×1/2÷2
9-1	15,000,000	60	2.69%	2.50%	340,620円	170.3
9-2	15,000,000	60	2.69%	2.50%	340,620円	170.3
9-3	15,000,000	60	2.69%	2.50%	340,620円	170.3
9-4	15,000,000	60	2.69%	2.50%	340,620円	170.3
9-5	15,000,000	60	2.69%	2.50%	340,620円	170.3
9-6	15,000,000	60	2.69%	2.50%	340,620円	170.3
計	90,000,000				2,043千円	1,021

補助対象経費計 (千円) カ+ク	画 (千円) コ+ケ	額
20,043	10,021	

補助 プログラ 名	申請 番号	負担者				その他				負担者		割合
		負担 額	負担 割合	負担 額	負担 割合	負担 額	負担 割合	負担 額	負担 割合	負担 額	負担 割合	
山陽	9-1	1,670,300円	38.26%	0円	0.00%	0円	0.00%	2,695,400円	61.74%			
山陽	9-2	1,670,300円	38.26%	0円	0.00%	0円	0.00%	2,695,400円	61.74%			
山陽	9-3	1,670,300円	38.26%	0円	0.00%	0円	0.00%	2,695,400円	61.74%			
山陽	9-4	1,670,300円	38.26%	0円	0.00%	0円	0.00%	2,695,400円	61.74%			
山陽	9-5	1,670,300円	38.26%	0円	0.00%	0円	0.00%	2,695,400円	61.74%			
山陽	9-6	1,670,300円	38.26%	0円	0.00%	0円	0.00%	2,695,400円	61.74%			
合	計	10,021,000円	38.26%	0円	0.00%	0円	0.00%	16,174,000円	61.74%			

